

令和2年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
新型コロナウイルス感染症対策支援
「おきなわの文化芸術がふたたび歩み出すための緊急応援プログラム」

公募要領

応募締切：令和2年7月31日（金）正午 必着

※応募に際しては、事業内容について必ず事前にご相談ください

○相談期間：令和2年7月1日（水）～7月30日（木）

（土日を除く平日・祝日 9:00～17:00）

○応募受付期間：令和2年7月1日（水）～7月31日（金）

（土日を除く平日・祝日 9:00～17:00 **※7月31日は正午締切**）

※予算の状況によっては、二次募集を行う場合があります

●公募説明会・個別相談会●

那覇市 7月10日（金） 沖縄産業支援センター101号室

7月20日（月） 沖縄産業支援センター302・303号室

宮古島市 7月17日（金）・18日（土） 平良港ターミナルビル2F 小研修室

石垣市 7月17日（金）・18日（土） 石垣市民会館 展示ホール

※時間等の詳細は下記ウェブサイトで確認してください

お問い合わせ先

公益財団法人沖縄県文化振興会

沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業（沖縄アーツカウンスル）

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター6階 605号室

電話 098(987)0926

E-mail info-oac@okicul-pr.jp

ウェブサイト <https://okicul-pr.jp/oac/grants-ouen/>

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、沖縄県内でも様々な文化芸術事業が中止・延期等を余儀なくされています。本県の文化芸術・エンターテインメントに関する団体等の、活動の再開や新規展開を支援するため、現況下において実施可能な文化芸術に関する取り組みを公募します。

(2) 補助対象者

団体及び個人事業主（フリーランスを含む）で、県内に主たる事業所又は拠点を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う者としてします。

1. 一般社団法人及び一般財団法人
2. 公益社団法人及び公益財団法人
3. 特例民法法人
4. 特定非営利活動法人
5. 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社
6. 法人格を有していないが、以下の要件をすべて満たす団体
 - ア 定款に類する規約を有し、次のイ及びウについて明記されていること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること
7. 上記1. から6. の団体を中核とした任意団体（実行委員会等）であって、当該団体としても6. アからウの条件を満たしている者
8. その他知事が適当と認める団体等（文化芸術に関する活動実績を1件以上有する者）

また、次の掲げる事項のいずれかに該当する者は「補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、補助対象事業者となりません。

- 事業関係者に暴力団関係者を有する者
- 国税、県税、市町村税等を滞納している者
- すでに今年度本事業の採択を受けている者

(3) 対象となる事業

①文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取り組み

新型コロナウイルスの影響を受けた活動を再開するために必要な取り組み等

- * 事業主（個人含む）が文化芸術活動を継続して行うため講じる、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（消毒液、マスク、アクリル板の購入等）
- * 文化芸術活動に関するシンポジウムや研修会等の開催 等

②文化芸術活動の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取り組み

「新しい生活様式」における享受者の拡大に向けた取り組み等

- * 事業主（個人含む）が実施する、配信機器をレンタルして行う文化芸術活動の配信に関

する経費

- * 新型コロナウイルス感染拡大防止のための医療的な観点を盛り込んだ公演実施ガイドラインの研究 等

③文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を促進する取り組み

県内の民間事業所や教育機関等と連携する取り組み等

- * オンラインを活用した地域の医療施設や福祉施設での上映会やワークショップの実施等

※上記はあくまでも例示です。例にとらわれず、ご自身の活動に即した内容で応募してください。

◎以下については補助対象となりません。

- ・海外渡航及び海外からの招聘を伴う取り組み
- ・既存事業の延長で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響（自粛や活動機会の減少）を受けていない取り組み
- ・宗教的又は政治的な意図を有する取り組み
- ・その他本補助金の趣旨に沿わない取り組み（公的な資金の使途として社会通念上、不適切なもの、他の事業にて実施すべき内容のものなど）

（４）対象となる事業期間

交付決定日（令和2年9月上旬予定）から令和3年1月31日（日）まで

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、期間中に実現可能な文化芸術に関する取り組みとしてください。

（５）補助率、補助金額

- 補助率：10/10
- 補助金額：上限100万円（①～③）

- ①文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取り組み
- ②文化芸術活動の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取り組み
- ③文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を促進する取り組み

※補助事業の実施に伴う収入（入場料、受講料、協賛金等）があった場合は、補助対象経費から収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金額とします。

（６）補助対象経費

※補助対象経費の詳細は、別紙「実施にかかる手引き」をご参照ください。

補助対象経費	内 容
1. 人件費	
①人件費	補助事業に従事した従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給料（※上限960円/時間）、通勤手当、補助事業者負担分の法定福利費 ※時間外手当、役員報酬、その他諸手当は補助対象外です。
2. 事業費	

②賃金	イベント開催等のために必要な一時的なアルバイト等に支払う賃金 (※上限960円/時間)
③報償費	セミナー、シンポジウム等の講師謝金、必要な知識、情報を得るために開く有識者委員会への謝金等
④旅費	事業の実施に直接必要な航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊費等
⑤需用費	事業の実施に直接必要な消耗品費等
⑥役務費	事業の実施に直接必要な広告宣伝費、翻訳料、原稿料、著作権使用料、デザイン料、作・編曲料、演出料、出演料、舞台監督料、舞台技術料、演技指導料、司会者料、送料、運搬費、イベント保険料、シンポジウム参加費等に要する経費
⑦委託料	事業の実施に直接必要な事業のうち、プロモーション費、調査研究費、舞台設営費等の補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業者に行わせるために必要な経費 ※事業の根幹にかかわる業務の委託はできません。 ※委託料は補助対象経費総額の3割が上限です。
⑦使用料及び賃借料	事業実施に直接必要な会場・駐車場・機械設備等の使用料、有料道路通行料、車両リース、衣装・楽器レンタル等に要する経費

(7) 補助の対象とならない経費

- ①役員報酬
- ②諸手当
- ③手数料（振込手数料及び代引手数料等）
- ④消費税及び地方消費税の公租公課（収入印紙等）
- ⑤補助事業者の通常の事業活動の維持経費（家賃、光熱水費、電話代等）
- ⑥事業の実施期間内に支払いを完了できない経費
- ⑦他の事業との明確な区分が困難である経費
- ⑧補助事業の趣旨や目的に沿わない経費、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費等
- ⑨自社、子会社（直接出資比率100%）または関係会社から調達を行う場合、利益相当分と認められる経費については補助対象とならない場合があります。

2. 応募手続き等の概要

(1) 応募書類

以下の応募書類、添付書類を提出してください。

※ <https://okicul-pr.jp/oac/grants-ouen/> でダウンロードできます

【応募書類】

1. 交付申請書
2. 事業計画書
3. 誓約書

【添付書類】

4. 予算の根拠となる資料（見積等）

(2) 相談期間・応募期間・応募締切・応募書類等の提出

【相談期間】 令和2年7月1日（水）～7月30日（木）
受付時間 9:00～17:00（土日を除く平日・祝日）
※事前に予約をお願いします。TEL. 098-987-0926（沖縄県文化振興会）

【応募受付期間】 令和2年7月1日（水）～7月31日（金）
受付時間 9:00～17:00（土日を除く平日・祝日 ※7月31日は正午締切）

【応募締切】 令和2年7月31日（金）正午 必着
※ 締切後の提出は一切認められません

【提出方法】 持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、封筒に
《沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業応募書類在中》と朱書きし、
配達証明可能な方法（配達証明等）により送付してください。

【提出先】 〒901-0152
沖縄県那覇市字小禄1831-1
沖縄産業支援センター6階605号
公益財団法人沖縄県文化振興会
沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業 担当 宛

(3) 応募の要件

応募は、次の各号すべてに該当する団体及び個人等を対象とします。

- ① 「1. (2) 補助の対象となる者」の条件を満たしていること。
- ② 補助事業の実施にあたって、沖縄県文化振興会と連携する体制を整備していること。
- ③ 補助事業の進捗状況や成果を報告できること。
- ④ 本事業の成果を公表できること。

(4) 公募からの流れ

公募からの流れは、以下の通りです。

① 公募



② 事業者からの応募

補助金に係る事業計画書、交付申請書、誓約書を沖縄県文化振興会（以下、振興会）に提出。



③ 審査・採択（8月中旬頃）

振興会による要件及び資格審査のうえ、アドバイザーボードによる審査を経て採択又は不採択が決定し、振興会よりその結果を通知します。

※ 採択は、交付決定（経費支出の認定）ではありませんので、ご注意ください。



④ 県による交付決定（9月上旬頃）

県より交付決定通知書が送付されます。通知書に記載された交付決定日以降の支出が補助対象経費に認められます。



〔 概算払請求書提出（9月中旬頃） 〕

希望する事業者は、概算払請求が可能です（交付決定額の8割以内）



⑤ 事業の実施（交付決定日～令和3年1月31日）

補助事業者は、採択内容を踏まえて補助事業を実施します。



⑥ 実績報告書提出

事業終了後、14日以内に実績報告書及び証拠書類（領収書等）を振興会へ提出してください。



⑦ 補助金額確定・精算払請求書提出・補助金交付（精算払い）

実績報告及び事業経費の確定検査後、県へ精算払請求書を提出、県から補助金を交付します。

3. 審査について

(1) 審査方法

振興会による要件及び資格審査の上、振興会が設置するアドバイザーボードにより審査を行います。

(2) 審査項目

審査は、下記をもとに、総合的に判断します。

	審査項目	事項
共通項目	新型コロナウイルス感染症の影響	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、応募する取り組みであるか。
	事業の実現性	「新しい生活様式」及び新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた内容であるか。また、補助対象期間中に実施可能な取り組み内容であるか。また、取り組みが実現できる実施体制が組まれているか。
	事業内容及び予算の妥当性	取り組み内容は、本事業の趣旨に照らして妥当であるか。申請内容と整合する予算内容であるか。
	事業の補助終了後の持続可能性	今後の持続可能性が図られた取り組み内容となっているか。
区分項目	①文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決	新型コロナウイルス感染症の影響による運営上の課題解決に資する取り組みであるか。
	②文化芸術の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信	「新しい生活様式」下において、文化芸術の享受者拡大に資する検討がなされ、新たな享受者の獲得につながる内容となっているか。
	③文化芸術資源を活用した地域の諸課題の解決を促進	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域の諸課題の解決に資する取り組みであるか。

4. その他の留意事項

- (1) 採択された事業と同一の事業内容で国、県、市町村、その他の公的団体から補助（委託を含む）を受けている場合、採択の決定が取り消されることがあります。
- (2) 採択された場合は、補助事業者名、事業内容等を一般（新聞、沖縄アーツカウンシルウェブサイト等）に公表します。
- (3) 補助事業者には、沖縄県が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。その際には、採択となった事業の成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提出をお願いします。
- (4) 提出頂いた資料等については、本事業の成果報告会のほか、沖縄県のウェブサイトや広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) アンケート等を実施する場合があります。
- (6) 事業終了後に事業実施報告書等を提出していただきます。当該報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、写真や映像等をあらかじめ準備しておいてください。
なお、事業実施報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付を取り消すことがあります。
- (7) 補助金に係る経理について、証拠書類（見積書、請求書、領収書、印刷物原本等）を整理し、かつ、これらの書類を事業終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。